

18歳以下の児童がいる世帯には、
こども加算給付金の確認書（黄色の用紙）も同封しています。
あわせてお手続きください。

住民税非課税世帯支援給付金（こども加算給付金） のお知らせ

住民税非課税世帯支援給付金（1世帯3万円）の支給対象者で、次に該当する場合、こども加算給付金が支給されます。

- 令和6年12月13日時点で世帯員に18歳以下の児童のいる世帯の世帯主
- 令和6年12月13日時点で別世帯にいる18歳以下の児童を扶養している世帯の世帯主
- 令和6年12月13日以降に生まれたお子さんがいる世帯の世帯主

こども加算給付金の金額

支給対象児童1人につき20,000円

手続き手順

- ① 住民税非課税世帯支援給付金（こども加算給付金分）支給要件確認書の表面に記載されている支給対象児童の氏名、生年月日を確認し、太枠の「同居・別居」のどちらかにチェック（☑）をします。
- ② 「別居」にチェック（☑）した場合、別居の住所を記入します。
- ③ 裏面の内容を確認後、チェック欄（□）にチェック（☑）をしてください。
(チェック欄は2か所あります。)
- ④ 確認日、世帯主氏名、連絡先電話番号を記入してください。
※代理人が申請する場合、代理人の本人確認書類は、3万円給付金の確認書への添付のみで差し支えありません。
- ⑤ 住民税非課税世帯支援給付金の確認書と一緒に返信用封筒にいれて投函するか、最寄りの窓口（本庁地域福祉課、西根総合支所、安代総合支所、田山支所）に持参してください。

書類の返送または窓口提出の期限

令和7年3月31日（月） ※当日消印有効

お問い合わせ先

八幡平市役所 地域福祉課 福祉総務係
電話番号0195-74-2111（内線1113、1114、1115）